

作業部会・作業要領（案）

（平成 17 年 月 日）
実施推進検討会議（案）

1 作業の内容

訳語ルール（標準対訳辞書）の策定

- ・特定の分野に限定せず，主要な法令用語・言い回し（各府省から提出された対訳データから抽出されたもの等を基礎に選定する。）が広く収録されるよう配慮する。

一部法令の翻訳

- ・「ニーズの高い分野」の法律（具体的には検討会議で決定。）を上記訳語ルールに従って翻訳する。
- ・既存の翻訳が存在する法律を選び，これを訳語ルールに従ったものに改訂する作業を中心とするが，既存の翻訳が存在しない法律もある程度は対象に含める。
- ・各分野の法律のうち，できるだけ基本的一般的なものを選ぶ。

2 作業の体制

作業部会の規模・構成

- ・有識者（学者，弁護士など）5～10名程度を構成員とする作業部会を設け，名古屋大学の研究グループ及び各府省職員の協力を得て作業を進める。
- ・作業部会については，構成員の専門分野が偏らないよう配慮する。

各府省職員の関与の在り方

- ・訳語ルール策定については，全府省に対し，後記の作業を依頼する。各府省内部の体制等は，各府省において，作業量等を勘案し，締切時期に間に合うよう，適宜決定する。
- ・一部法令の翻訳については，当該法令の所管府省に対し，後記の作業を依頼する。当該府省内部の体制等は，当該府省において，作業量等を勘案し，締切時期に間に合うよう，適宜決定する。

- ・各府省は、作業部会構成員と作業内容について円滑に意思疎通を図れるよう、連絡担当者を登録する。

3 作業の流れ

(1) 訳語ルール(標準対訳辞書)の策定

対訳データの収集(～2月中旬)【事務局】

- ・別に定める様式により各府省に提出を求める。

対訳データベースの作成(2月中旬～3月末)【名古屋大学】

- ・コンピュータ・システムを利用する。

対訳の抽出、収録用語の選定(第1次)等(4～5月)【名古屋大学】

- ・コンピュータが自動抽出した候補の中から、法律用語として意味をなすものを選定する。
- ・選定した用語は分野ごとに粗分けする(各府省にその専門分野の用語が割り当てられるようにするため。)

収録用語の選定(第2次)、訳語候補の選定(5～6月)【各府省】

- ・事務局において、用語の分野等を考慮しつつ、各府省に作業を割当てる。
- ・各府省において、対訳辞書に収録するのが相当と思われる単語等及びその訳語候補(使い分け基準、用例等の情報を含む。)を選定し、データを事務局へ送付する。
- ・作業に当たっては、各府省において Bilingual KWIC(名古屋大学の自動対訳抽出システム)を利用できるようにする。

収録用語及び訳語の決定(6～7月)【作業部会構成員】

- ・事務局から全構成員にデータを送付する。
- ・構成員各自が内容を検討し、一定の期日までに意見(収録不要、訳語についての代替案、他に収録すべき語等)を提出する。
- ・会議又はオンライン投票により収録すべき語等及びその訳を決定する。
- ・決定されたデータを事務局へ送付する。

(2) 一部法令の翻訳

対象法令の決定(4月ころ)【検討会議】

下訳の作成1巡目(7月～8月)【所管府省】

- ・上記決定に基づき、事務局から所管府省に作業を依頼する。

- ・既存の翻訳がある場合には、これを暫定版の訳語ルールと対照して必要な修正を加える。
- ・各府省から作業結果を事務局に提出する（8月末ころ）。

下訳の検証と訳文の確定 1 巡目（9月）【作業部会構成員】

- ・事務局から全構成員にデータを送付する。
- ・構成員各自が内容を検討し、一定の期日までに意見（訳が不適切な部分及び代替案等）を提出する。
- ・会議又はオンライン投票により訳文を確定する（原案とあらかじめ提出された代替案のいずれかを選択するなどの方法により短時間で行う。）
- ・翻訳の過程で、各府省において、訳語ルールに収録するのが適当と思われる用語があると考えられる場合、訳語案等とともにデータを事務局に送付し、(1)と同様の作業により訳語ルールへのフィードバックを行う。
- ・成果物（翻訳法令及びフィードバック済みの訳語ルール）又は作業状況は、中間報告に盛り込む。

翻訳作業 2 巡目（10～12月）【所管府省担当者・作業部会構成員】

- ・上記と同様に作業を行う。
- ・成果物は、最終報告（提言）に盛り込む。